

精神障害者社会復帰関連研修会開催要領

1. 目的

障害者自立支援法が成立し、地域生活支援事業における相談支援事業が市町村の必須事業として位置付けられるなど、障害者保健福祉の制度が大きく変わろうとしています。

しかしながら、市町村だけでなく保健所や医療機関、社会復帰施設、家族等、精神障害者に関わるあらゆる関係機関や人々が、ネットワークを築きながら生活全般を見通した支援活動を展開していくことは、今後も持ち続けていきたい重要な視点です。特に社会復帰関連施設については、新サービス体系に向けて準備に追われていることと思います。

こうした中、精神障害者が身近な地域で安心して暮らしていくことができるよう生活支援全般に関する視点の再確認や活動の方向性を見い出す機会とすることを目的に研修会を開催します。

2. 主催 滋賀県立精神保健総合センター地域保健部 (※)

3. 日時 平成18年 4月27日 (木) 13:30 ~ 16:00

4. 場所 滋賀県立精神保健総合センター研修室

5. 対象 精神障害者社会復帰関連機関職員、市町県関係職員、医療機関職員、公共職業安定所職員、就労に関する相談支援機関職員 など

6. 内容 講演「障害者自立支援法と精神障害者の地域生活支援」
講師：社会福祉法人ワナーホーム理事長 寺田 一郎 氏
(全国精神障害者社会復帰施設協会副会長)

7. 参加申込み

別紙により、平成18年4月20日 (木) までに、FAXまたは郵送で申し込んでください。

8. 問い合わせ先

滋賀県立精神保健総合センター地域保健部
〒525-0072 草津市笠山八丁目4-25
TEL 077 (567) 5010
FAX 077 (567) 5033

※ 平成18年4月1日より、組織改編に伴い、精神保健総合センター地域保健部の名称が、精神保健福祉センターに変わります。
住所・電話番号・FAX番号に変更はありません。